



平成19年1月26日

文京区長 煙 山 力 様

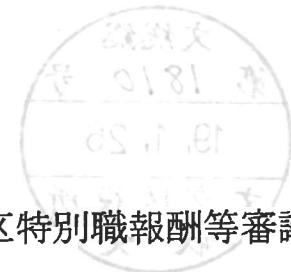
文京区特別職報酬等審議会

会長 岩 井 隆



特別職報酬等の額について（答申）

平成19年1月12日に文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき、文京区長から意見を求められた区議会議員の報酬の額並びに区長、助役、収入役及び教育委員会教育長の給料の額について、別紙のとおり答申する。



文京区特別職報酬等審議会委員

会長 岩井 隆

職務代理者 菅沼 利雄

委員 大川 米子

委員 亀井 美智子

委員 黒澤 義一

委員 昆 徳郎

委員 佐藤 和晴

委員 富田 鋼一郎

委員 野上 光太

答申

1 はじめに

文京区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成19年1月12日、文京区長から文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、区議會議員の報酬の額並びに区長、助役、収入役及び教育委員会教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、意見を求められた。

審議会は、次に掲げる基本方針及び会議運営方針に基づいて活発な意見の交換を行った結果、全員一致の結論を得て答申を取りまとめたものである。

2 会議運営等について

(1) 基本方針

委員は公正中立の立場を貫き、区民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により問題点を検討する。

他の特別区をはじめ、東京都の勧告を十分に参考にするも、これにとらわれることなく、客観的に検討する。

(2) 会議運営方針

全員一致の結論に達することが最も好ましいので、そのために最大限の努力をする。

(3) その他

ア 審議会の意見は、書面で会長名をもって行う。

イ 会議及び会議録は、公開する。

3 一般職の給料及び報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する平成18年の特別区人事委員会勧告

ア 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較差
432,119円	433,907円	△1,788円(△0.41%)

イ 配分

	平成18年度較差是正による配分	地域手当の支給割合の変更に伴う配分	合計
給料	△1,364円(△0.31%)	△3,316円	△4,680円(1.07%)
扶養手当	220円(△0.05%)	-	△220円(△0.05%)
地域手当	-	3,771円	3,771円(△0.86%)
管理職手当	△13円(△0.00%)	△51円	△64円(△0.01%)
はね返り	△191円(△0.04%)	△404円	△595円(△0.14%)
合計	△1,788円(△0.41%)	0円 配分の変更のみ	△1,788円(△0.41%)

(2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会から公民較差として△4,191円の勧告があつたため、改定を行つた。

特別職の報酬等については、報酬審議会の意見を基に改定を行わなかつた。

(3) 他の特別区との関係

報酬等の額を他の特別区と比較すると、その順位は中位から下位に位置している。

4 報酬等の額についての考え方

- (1) 特別職の報酬等の額については、その職務と責任を考慮する。
- (2) 一般職の最高号給の給料と収入役及び教育委員会教育長の給料の比較に配慮する。
- (3) 他の特別区の報酬等の額との均衡を考慮する。

5 審議会における議論

- (1) 文京区の報酬等の額は23区中、中位から下位に位置している点を考慮すべきである。
- (2) 選挙で選ばれた等、特別職の性質や職務の内容、職責の重さを報酬等の額と比較すると、現在の報酬等の額は低いのではないか。特別区の平均ぐらいは出しても良い。
- (3) 文京区議会の議員の報酬額は他区と比較して低い。今後、機会を捉えて是正しても良いのではないか。
- (4) 文京区が健全な財政運営を行っていることを評価すべきである。
- (5) 他区の報酬等の額と比較するよりは、職責に対する報酬等の額の適否を議論するべきである。

6 審議結果

審議会は、特別職の報酬等の額について、現行のまま据え置きとするのが、妥当であるとの結論に達した。

7 その他

本審議会の審議対象は特別職報酬等であり、区長、助役、収入役等の特別職に支給されている地域手当は審議対象とされていない。しかし地域手当は特別職報酬等と関連性を有するので、当分の間地域手当を12%として、特別職の役職間での均衡を図ることとする。また一般職の地域手当が段階的に引き上げられて、18%になる時期を目処に、特別職の報酬等と地域手当について整理検討する。

8 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、全員一致の意見によるものであり、十分尊重されたい。